

## 北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第5回）開催結果概要

### 1 日 時

平成18年12月20日（水）14:00～17:00

### 2 場 所

PCB処理情報センター（室蘭市御崎町1丁目9番地）

### 3 出席者

監視円卓会議委員、伊達市、登別市、環境省、日本環境安全事業株式会社  
事務局（北海道、室蘭市）

傍聴者：6名 報道：3社（NHK、北海道新聞、室蘭民報）

### 4 議 事

- (1) 第4回監視円卓会議議事録について
- (2) 監視円卓会議委員による北九州事業視察等の結果について
- (3) 環境モニタリングについて
- (4) PCB廃棄物の収集運搬について
- (5) 北海道事業の進捗状況について
- (6) その他

### 5 議事概要

- (1) 第4回監視円卓会議議事録について  
第4回監視円卓会議議事録について、資料1のとおり委員の承認を得た。
- (2) 監視円卓会議委員による北九州事業視察等の結果について  
10月30日、31日に行った北九州事業PCB廃棄物処理施設視察と北九州市PCB処理監視委員会との意見交換会について、資料2に基づき事務局から概要を報告し、その後、参加した4名の委員から各々報告を受けた。

#### <質疑事項>

Q 視察報告（資料2－9頁）のなかで、「日々、不具合が・・・」とあったが、具体的にどのようなことか。

また、JESCOとして、これらを把握して全体に反映するシステムがあるのか。

A（JESCO）

例えば使用中に少しの間隙から徐々に油がにじみ出るということ。特殊なものを解体する際に予定どおりの時間で解体できないこと。初めてみる機械はどこから外していけば良いのか手間取ることなど。これらは、「ヒヤリ・ハット」として本社に報告し、本社は他の事業所へも注意するよう指示をしている。

これ以外にも運転作業員が直接情報交換ができるよう、北海道事業も含めて情報交換、対策方法の検討などを実施している。

Q 北海道では、中央制御室での業務を何人体制で実施する予定なのか。

A（JESCO）

班長が4名、中央制御員として12名の16名で、1班4名体制の4班、3交替勤務体制を予定している。

### (3) 環境モニタリングについて

資料3－1、3－2に基づき事務局から、資料5－3に基づきJESCOからモニタリング結果及び測定地点の増加等について説明。

#### <質疑事項>

Q モニタリング測定地点について、人口が集中する弥生地区での観測を増やすことはできないのか。

A (事務局)

新日鐵体育館で測定することとしているが、いかがでしょうか。

(委員長)

例えば大気汚染の常設のモニタリングステーションがあれば活用するとか、モニタリング地点はここだが、それ以外に追加的に実施する工夫をするなど、今後の検討課題として、市民の気持ちを考慮し、可能性について検討願いたい。

(4) PCB廃棄物の収集運搬について

資料5-4に基づき、JESCOからポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準、入門許可要綱、入門許可申請手引書の概要について説明。

<質疑事項>

Q 搬出方法について、先日の新聞記事において、フェリーの搬出は認めないというような記事が出たが、これまでの説明と異なるものでもあり、また、その代替としての対応はどのように考えているのか。

A (事務局)

資料4の実務要領によるものですが、PCB廃棄物を船で運搬する場合、危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づき運搬しなければならない。しかし、いろいろな条件をクリアすれば運搬は可能ということであり、フェリーの使用を認めないとするものではない。

Q 搬入者について、道内、道外の者のどちらなのか。また、どこに申請をするのか。

A (JESCO)

搬入者は、直接室蘭の施設にPCBを運ぶ者になる。

申請先は、廃掃法に基づく収集運搬業の許可は、都道府県、政令市に、JESCOの受入基準にかかる入門許可は、JESCOに申請することとなる。

Q 運搬にあたっては、途中通過する県の許可を全て取らなければならないということか。

A (事務局)

収集運搬業の許可は、荷物を積むところと下ろすところの道県、政令市の許可が必要であり、車などで通行する場合の許可は必要としない。

Q 保管者は、収集運搬業の許可を取らなくても、搬入者になれるのか。

A (事務局)

廃掃法上は問題ないが、JESCOの入門許可が必要となるため、必要な設備を用意する必要がある。

Q 輸送にあたっての連携者についての法的根拠は何か。

A (事務局)

連携者は、廃掃法上の収集運搬業の許可を取得している者となる。

Q 収集運搬にあたって、連携者も含めて、教育や事業者としての条件を備えているかどうか、契約上の問題も含めて見極め方をどう考えているのか。

A (事務局)

収集運搬業の許可にあたって、必要な講習会の修了証を添付することを検討している。必要に応じて、事業所の現地確認を行ったうえで、許可を出す手順となる。

Q 現場での担保はどう考えているのか。

A (事務局)

J E S C Oの対応と必要に応じての立入等の確認を実施しながら進めていく。

Q 資料5-6の受入計画からも、これくらいの台数であれば、J E S C Oは、東室蘭駅へ行って積み下ろしのチェックをされると想像するがいかがか。

A (J E S C O)

はい。

補足になるが、従事者には従事者証をJ E S C Oで発行し、収集運搬にあたって事前にも事前に訓練し、チェックをするなど、万全を期して運べるよう対策を講じたいと考えている。

(要望)

収集運搬料金が高くなるなどの理由により、P C Bを処理に出せない保管事業者があるのではないか。そのような人々を助けることが、政策的にどう考えるのか。日本国内から、P C Bがなくなる、というようなことのないよう、北海道事業の問題としてではなく、ぜひ、環境省で考えていただきたい。

(5) 北海道事業の進捗状況について

J E S C Oから、事業の進捗状況、他事業の事故を踏まえた北海道事業への反映状況について説明。

また、受入計画、運転会社における教育訓練計画とこれまでの実績について説明(資料5-1~2、資料5-6~8)

<質疑事項>

Q 北九州の天井板は、構造的に、なくても良かったのでは。

A (J E S C O)

構造上、上を這わせる配線や火災報知器の関係上、二重構造にして天井材で一度仕切をつくるのが他事業でも一般的になっている。

Q 受電方法はどのようになっているのか。

A (J E S C O)

受電は新日鐵の中央発電所から1本で受電。

万が一の場合は自家発電を用意しており、安全に停止するだけの電力を供給できる設備となっている。

Q 主任電気技術者は何名配置するのか。

A (J E S C O)

事業所に1名。

Q スケジュールの中で、19年2月の収集運搬業の許可申請受付開始とあるが、これは、道内、道外とわけて受けるようになるのか。

A (事務局)

まず道内分の処理に必要な許可を出していく予定。15県については平成20年からの搬入になることから、それに間に合うよう、各県で手続きが進められる予定。

Q 資料5-2のなかで「天井裏を含む各エリアの圧力を中央制御室で監視」とあるが、全てをみることができるのか。

A (J E S C O)

区画ごとにつながっているところは1点として数え、必要なところは全部監視することとしている。

Q 資料5-2のなかで「排気は常時活性炭吸着塔を通して排出」とあるが、活性炭の効果はどの程度なのか。

A (JESCO)

最終的な安全ガード、セーフティガード、セーフティネットとしてのものであり、通常は年単位での能力がある。1年あるいは2年とした周期で交換し、未然に交換していく計画としている。

Q 資料5-2のなかで「今後、点検歩廊の設置及び足場板を使用して天井裏を移動」とあるが、歩廊は電気等の設備により点検できるようになっているのか。

A (JESCO)

常時スイッチをオン・オフできる照明を付けることは考えていない。特に火災報知器関係の点検のため、頻度としては少ない回数で入るため、基本的に懐中電灯での対応が可能と考えている。

Q PCBが染みついたウエスや吸着材、手袋、防毒マスク、作業服に関する留意事項があるが、最終的にどのように処理するのか。

A (JESCO)

作業環境で出たマスク、手袋、作業服等については、ドラム缶などの専用容器を置き、そこにすぐ封入することとする。現在の処理工程では処理を想定していないので、当分の間は保管することとなる。

Q 作業環境測定における測定頻度の根拠は何か。

A (JESCO)

「有機溶剤中毒予防規則」及び厚生労働省の通達に基づく頻度としており、他事行所同様に北海道も実施する予定。

Q 血中PCB濃度及び血中ダイオキシン類濃度の測定頻度の根拠は何か。

A (JESCO)

JESCO事業全体に共通するもので、作業安全に関する専門家も含めた委員会のなかで、目安としている頻度である。他事行所もこの形で実施しているが、今後、北海道事業に係る事業部会で詳細を決定していくこととしている。

Q 産業医の配置は常駐なのか。

A (JESCO)

産業医を指定することとしており、事業所の中に常駐することは考えていない。

Q 資料5-8のなかで、人員配置計画数111人とあるが、地元からの雇用、その平均年齢はどのくらいなのか。また、経験者など知識を得ている方はどのようなところからくるのか。

A (JESCO)

次回、報告する。

#### (6) その他

議題としては特になし。

委員から、円卓会議における今後の資料提供と説明方法を含め、会議の運営について工夫が必要との提案。

次回までに、事務局で検討し対応する。

#### 6 その他

次回開催は、年度内に一度開催する予定。

委員の任期が、平成19年3月31日までであることから、委員の公募についても改めて案内する旨説明。